

八戸市農業委員会4月総会議事録

日時：令和4年4月12日（火）午後2時5分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中17名

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 加藤 浩幸 出 | 2番 木村 武美 出 | 3番 澤向 敏一 出 | 4番 三浦 豊 出 |
| 5番 馬場 豊 出 | 6番 阿達 福壽 出 | 7番 内沢 豊 欠 | 8番 籠田 悦子 出 |
| 9番 長根 昭男 出 | 10番 赤坂 英夫 出 | 11番 狛守 文宏 出 | 12番 松橋 剛志 出 |
| 13番 中村 正記 出 | 14番 西野 茂雄 出 | 15番 明戸 政勝 出 | 16番 寺沢 和則 欠 |
| 17番 谷地 秀典 出 | 18番 橋場 孝 出 | 19番 村上 正憲 出 | |

農地利用最適化推進委員 22名中19名

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 1番 木村 弁一 出 | 2番 鈴木 朋弥 出 | 3番 河原木 一実 出 | 4番 田名部 浩 出 |
| 5番 上村 隆雄 欠 | 6番 上野 輝彦 出 | 7番 赤坂 力雄 出 | 8番 田中 忠二 出 |
| 9番 三浦 勝浩 出 | 10番 山田 貴光 出 | 11番 齋藤 正人 出 | 12番 下館 敏 出 |
| 13番 橋 由正 出 | 14番 梅津 孝敏 欠 | 15番 磯嶋 榮助 出 | 16番 高橋 政典 出 |
| 17番 大倉 喜八郎 欠 | 18番 金谷 由松 出 | 19番 坂 文雄 出 | 20番 上明戸 桂 出 |
| 21番 森 庄次郎 出 | 22番 森 光男 出 | | |

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、内沢農業委員、寺沢農業委員、上村推進委員、梅津推進委員、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

農作業も皆さん本格的に始まっていると思います。話は変わりますが、2月に行われるえんぶりが中止になって、5月1日に歩行者天国のところでえんぶりを披露できるということで、収穫を祈願する機会を与えられましたので、今年は豊作になることを願っております。農業委員会も豊作を祈願する意味で農業委員会憲章を元気良く唱和お願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は春先のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。2人の新しいメンバーを迎えまして今年度スタートいたします。今年度もよろしくお願いいたします。農作業が始まり、燃料の高騰が本当に痛く身に染みることになりまして、これからの世界情勢というのも気がかりであり心配なところでありま

す。まずは事故のないように心掛けていきましょう。

それでは本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めま
す。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したい
と存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、5番 馬場 豊 委員、6番 阿達 福壽 委員両氏を指名
いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につ
いてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野委員

上野から報告いたします。去る 3 月 28 日、三浦豊農業委員と市庁別館 7 階会
議室 C において、番号 7 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願
います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条7番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑は栗です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約10km。耕作道は、字上永福寺、字久保杉、字堤下はあり、字外ノ沢はありませんが、公道に通じる隣地の通行について亡隣地所有者の法定相続人である渡人から承諾書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あり。宅地化は、字上永福寺と字堤下はあり、字久保杉と字外ノ沢はなしです。休耕地・山林地は、字上永福寺はあり、字久保杉、字外ノ沢、字堤下はなしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

澤向委員

澤向から報告いたします。去る3月28日、三浦豊委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号8番から10番までを調査してまいりました。

通常、農地法第3条許可申請に係る調査は、申請地に係る地区の農地利用最適化推進委員が担当することとなっておりますが、これらの案件は受人が同一で、申請地が複数の地区にわたっており、担当地区の案件しか調査できないこととなっている推進委員では対応できないため、農業委員が調査することとなりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条8番～10番

前述のとおり、番号8番から資料2ページの番号10番までの案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は、番号8番は本人が、番号9番と10番は代理人が出席しました。両者の関係は、番号

8番と9番は知人、番号10番は親戚です。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人は、いずれも渡人の要望のため、渡人は、番号8番は離農のため、番号9番と10番は労力不足のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑はかぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和3年9月に田を規模拡大のため、同年10月に田を渡人の要望のため、令和4年1月に田と畑を渡人の要望のため取得しております。また、番号9番の渡人は令和3年2月に畑を労力不足のため売却しております。申請地周囲の状況ですが、番号8番は、通作距離は約4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。番号9番は、通作距離は約3km、耕作道あり。受人の耕作地は、字制札前はあり、字千刈田と字玉谷地はなし。農地集団化あり。宅地化は、字千刈田はあり、字制札前と字玉谷地はなし。休耕地・山林地なしです。番号10番は、通作距離は、字中坪と字谷地は約4km、字夏間木と字外ノ沢は約10km。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり。宅地化は、字外ノ沢はあり、字中坪、字谷地、字夏間木はなし。休耕地・山林地は、字夏間木はあり、字中坪、字谷地、字外ノ沢はなしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、いずれもありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各3台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第13号、令和4年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第13号、令和4年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借5件、使用貸借1件の計6件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手6名で、利用権設定面積は、合計21,202㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間玄米60kgでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年8か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積4番～6番

番号4番から番号6番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号4番は総額年間15,000円、番号5番と番号6

番は水利費でございます。

公告年月日は、令和4年4月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第14号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

なお、今回は、はじめに番号49番から番号52番までの事案を一括して審議していただき、その後、番号53番から番号55番までの事案を一括して審議していただきます。

それでは、番号49番から番号52番までの事案の調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦（豊）委員

三浦から報告します。去る3月28日、澤向委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号49番と番号51番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 49番

はじめに、番号 49 番について報告します。調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、借人の代表取締役と貸人は義理の親子です。態様別は、30 年間の使用貸借です。転用目的は、ドッグランです。実施計画は、令和 4 年 4 月 20 日から令和 4 年 4 月 30 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地のドッグランとして利用する部分は山砂と人工芝を敷き、その周囲にフェンスを設置します。また、駐車場とする部分は砕石敷きします。排水については浸透柵を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立北稜中学校から南西側約 200m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 49 番の報告を終わります。

澤向委員

澤向から報告します。去る 3 月 28 日、三浦豊委員と市庁別館 7 階会議室 C において、番号 50 番と番号 52 番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 50番

はじめに、番号 50 番について報告します。調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、駐車場です。実施計画は、令和 4 年 4 月 20 日から令和 4 年 5 月 31 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を砂利敷きします。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から南東側約 850m

に位置し、畑、宅地に囲まれ、既存事業用地を通じて市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号50番の報告を終わります。

再び三浦から、番号51番について報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。転用目的は、資材置場、駐車場、重機置場です。実施計画は、令和4年5月16日から令和4年5月23日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を砂利敷きします。立地条件は、八戸市南郷事務所から南西側約950mに位置し、畑、宅地、山林に囲まれ、既存事業用地を通じて市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張は、不許可の例外となっているためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号51番の報告を終わります。

再び澤向から、番号52番について報告します。資料の6ページをお開き願います。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和4年4月20日から令和4年12月31日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文

三浦（豊）委員

5条51番

澤向委員

5条52番

化財は中道遺跡内ですが届出済み、土地改良区からの意見は不要です。国指定名勝種差海岸指定区域内にあり、文化財保護法に基づく許可が必要ですが、令和4年3月22日付けで許可を受けています。被害防除措置として、申請地の北西側を切土、南東側を盛土し、切土・盛土の法面を保護するために張芝をします。また、駐車場とする部分は砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立種差小学校から南東側約150mに位置し、畑、宅地、山林、原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は南西側の山林の影響で日当たりが悪く、地中に岩石が多いことから、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号52番の報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

続きまして、番号53番から番号55番までの事案の調査を担当されました委員

から、説明をお願いいたします。

赤坂（英）委員

赤坂から報告いたします。去る3月29日、松橋委員、寺沢委員、谷地委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号53番から番号55番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条53番～55番

番号53番から次ページの番号55番までは、同一の土地における同一内容での転用ですので、一括して報告します。

はじめに、これらの案件の許可申請の経緯等について説明します。農地の上部空間への営農型太陽光発電設備設置のための農地転用許可は、原則として最長3年間の一時転用となり、長期間発電するために設備の設置を継続する場合は、一時転用期間の満了ごとに改めて許可を受ける必要があります。番号53番と番号54番は、営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、平成30年9月5日付け八農委指令第46号及び第47号により、3年間の一時転用期間で1回目の許可を受け、その転用目的を履行し、さらに、令和3年9月3日付け八農委指令第26号及び第27号により8か月間の一時転用期間で2回目の許可を受け、その転用目的を履行しており、今後も継続して転用事業を行うために許可更新が必要であることから、2回目の許可に係る一時転用期間の満了に合わせて、今回3回目の許可を受けるための申請となります。番号55番は、同じく営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、令和元年5月9日付け八農委指令第7号により3年間の一時転用期間で許可を受け、その転用目的を履行しており、今後も継続して転用事業を行うために許可更新が必要であることから、その一時転用期間の満了に合わせて、今回2回目の許可を受けるための申請となります。転用面積については、太陽光パネルの面積ではなく、太陽光パネルを設置するための架台の支柱部分の面積となります。今回の案件の場合、1件当たりの支柱部分の面積は、1本の太さ約9cmの支柱56本分の面積、計0.35㎡となります。

それでは、調査した内容を報告します。調査には、受人は、番号53番と番号

54番は本人が、番号55番は代理人として番号53番の受人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、番号53番は義理の親子、番号54番は親子、番号55番は知人です。態様別は、3年間の使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。なお、設備の設置工事は完了していません。一時転用期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが、平成30年7月18日に届出済み、土地改良区からの意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約700mに位置し、畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

続きまして、農林水産省からの通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」に基づき、下部の農地における営農の適切な継続について調査した内容を報告します。

下部の農地における営農者は、番号53番及び番号54番に係る部分は番号54番の借人であり、平成30年9月5日付け八農委指令第45号により農地法第3条の許可を受けて20年間賃貸借し、夫である番号53番の借人と同一の農業経営世帯として営農しております。番号55番に係る部分は番号55番の借人であり、令和元年5月9日付け八農委指令第6号により農地法第3条の許可を受けて20年間賃貸借し、営農しております。なお、これらの営農者は、転用事業地である農地一筆を共同して一体的に営農しております。営農者は、設備の設置工事の期間を除くこれまでの約3年間、リーフレタスを作付けしてきましたが、その単収は圃場の管理不足等により、いずれの年も地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上の減少という結果となっております。また、品質についても芳しくありませんでした。ですが、農業委員会が営農者へ改善を求めて営農指導等をしていくうちに、少しずつではありますが改善されてきていました。今回の農地転用許可申請を契機に、今後の営農計画書の提出を求めたところ、作付品目をリーフレタスからブルーベリーに変更することになりましたが、営農者自らが関係機関に

赴き、資料・情報を収集しながら取り組んでおりますので、営農に対する姿勢も改善されていると判断できます。

以上のことから、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、また、下部の農地における営農の適切な継続については、今後への期待を込めて総合的に判断し、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、報告第13号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分のござ

います。資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 21 番～31 番

今回の届出は、資料9ページの番号21番から資料12ページの番号31番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料9ページの番号22番があり、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6

次に、日程第6、報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地

会長

転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の3月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 20 番

番号20番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

5条 21 番

番号21番、転用目的は建売住宅4棟建築でございます。

5条 22 番

番号22番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

| | |
|------------|---|
| | 次ページをお開き願います。 |
| 5条 23番～25番 | 番号 23番、番号 24番、番号 25番、転用目的は駐車場でございます。 次ページを御覧願います。 |
| 5条 26番 | 番号 26番、転用目的は敷地拡張でございます。 |
| 5条 27番 | 番号 27番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 |
| 5条 28番 | 番号 28番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。 |
| 5条 29番、30番 | 番号 29番、番号 30番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。 |
| 5条 31番 | 番号 31番、転用目的は駐車場でございます。 次ページを御覧願います。 |
| 5条 32番、33番 | 番号 32番、番号 33番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 |
| 5条 34番 | 番号 34番、転用目的は駐車場でございます。 次ページをお開き願います。 |
| 5条 35番、36番 | 番号 35番、番号 36番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。 |
| 会長 | ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり) |
| 会長 | 御質疑なしと認めます。 |
| 日程第7 会長 | 次に、日程第7、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。 |
| 柏村主幹 | 事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の3月分で |

ございます。資料の 19 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 7 番

番号 7 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 8 番

番号 8 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 4 年 4 月 18 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8

次に、日程第 8、報告第 16 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 3 月分でございます。資料の 21 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 1 番

番号 1 番、着工年月日は不詳で、使用する土の採取場所は不明とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 4 年 3 月 10 日、完了報告年月日は令和 4 年 3 月 28 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時25分)